

会 議 録

会議の名称	平成19年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成20年2月13日（水） 午後6時04分～8時28分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成19年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成20年2月13日(水)午後6時04分～8時28分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①配偶者からの暴力等による被害者の支援業務関係 ②特定健診等データ管理システム ③後期高齢者健診等データ管理システム ④高齢者特別生活援助事業関係 ⑤統合化介護保険システム記録項目の変更 ⑥排水設備GISシステム(設置場所情報) ⑦かかりつけ歯科医相談票

(3) 諮問事項

諮問第22号 東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地の決定図書を送付することについて

諮問第23号 特定健診等データ管理システムについて

諮問第24号 特定健診等データ管理システムと国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について

諮問第25号 特定健康診査及び特定保健指導委託について

諮問第26号 後期高齢者健診等データ管理システムについて

諮問第27号 後期高齢者健診等データ管理システムと国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について

諮問第28号 後期高齢者健康診査業務委託について

諮問第29号 後期高齢者医療保険料賦課決定・納入・特別徴収開始通知書の封入・封かん業務委託について

諮問第30号 介護保険生活機能評価健診委託業務について

諮問第31号 独自健康診査業務委託について

諮問第32号 統合化介護保険システム記録項目の変更について

諮問第33号 家具転倒防止器具等取付事業委託業務について

諮問第34号 排水設備GISシステム(設置場所情報)について

諮問第35号 排水設備GISシステム(設置場所情報)委託について

諮問第36号 精神障害者回復途上者デイケア事業運営委託について

諮問第37号 日曜クラブ事業運営委託について

諮問第38号 歯科医療連携推進事業委託について

(4) その他

ア 配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務について

(企画政策課男女共同参画室の報告)

イ 専用パソコンによる介護保険保険者伝送システム接続の記録項目の追加について(介護福祉課)

ウ 災害時要援護者情報の収集・外部提供について(地域福祉課)

エ 次回の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	白 石 孝
戸 張 雅 子	新 実 信 正	西 口 守
平 沼 昌 子	望 月 皓	横 尾 和歌子

【市側】

稲葉市長	松永総務部長
<企画政策課>	
阿部課長補佐(男女共同参画担当)	成瀬男女共同参画室係長
<保険年金課>	
千葉国保給付係長	當麻老人医療係長
鈴木国保給付係主事	村上老人医療係主任
畑野国保税係主事	
<健康課>	
荻原健康課長	高橋健康係長
<介護福祉課>	
平岡介護福祉課長補佐	本多高齢福祉係長
府川介護保険係主事	
<下水道課>	

倉下水道課副主査

<区画整理課>

大澤区画整理課主査

<障害福祉課>

佐久間障害福祉課長補佐

<地域福祉課>

小俣福祉保健部長

<地域安全課>

高橋防災係長

<総務課>

河内総務課長

三浦総務課主査

齋藤下水道課副主査

穠山区画整理係主事

土肥相談支援係主事

大津地域福祉課長

河野総務課長補佐

【会 長】

皆さん、こんばんは。ただいまから、平成19年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが11件、変更に関するものが1件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地の決定図書を送付することについて」、同条例第14条に基づく「特定健診等データ管理システムについて」、「後期高齢者健診等データ管理システムについて」、「統合化介護保険システム記録項目の変更について」、「排水設備GISシステムについて」、同条例第15条に基づく「特定健診等データ管理システムと国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」、「後期高齢者健診等データ管理システムと国民健康保険団体連合会とのオンライン接続について」、同条例第27条に基づく「特定健康診査及び特定保健指導委託について」、「後期高齢者健康診査業務委託について」、「後期高齢者医療保険料賦課決定・納入・特別徴収開始通知書の封入・封かん業務委託について」、「介護保険生活機能評価健診委託業務について」、「独自健康診査業務委託について」、「家具転倒防止器具等取付事業委託業務について」、「排水設備GISシステム委託について」、「精神障害者回復途上者デイケア事業運営委託について」、「日曜クラブ事業運営委託について」、「歯科医療連携推進事業委託について」の合計17件となっております。

細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしく願いいたします。大変膨大で申しわけありません。どうぞよろしく願いいたします。

【会 長】

確かに承りました。

ただいま市長さんから、口頭で文書を伴って情報公開・個人情報保護審議会への報告並びに諮問事項につきまして、用件をちょうだいいたしました。

市長さんはこの後またお仕事が続いているそうでございますので、しばらくされて御退席になると事務局から承っております。

それでは、報告事項に入ります。審議に入る前に説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始11件、変更1件でございまして、廃止の届出はございません。報告書の1ページ、部課別の明細書をお開きください。部課別の届出状況でございしますが、介護福祉課の5件のうちの1件が変更の届出でございまして、残りすべては開始の届出でございませ

す。では、2ページをお開きください。2ページは内訳となっております。備考欄を見ていただくと分かりますが、企画政策課の届出につきましては、その他の報告と関連しております。また、諮問と関連する届出につきましては、諮問の説明の際に一括して説明させていただきます。最初のその他の報告に関連する配偶者からの暴力等による被害者の支援関係の届出については、その他と関連しますので、今ここで報告するときに、その他につきましても一括してここで説明させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。届出番号01-30から01-32までの3件については、配偶者からの暴力等による被害者の支援措置に関する申出書、同意書、延長申出書と中止届でございまして、担当課は企画政策課の男女共同参画室でございまして、それでは、議題4のその他の1ページをお開きください。配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務についての概略が載っていますが、要するにこれはいわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者を加害者から保護するために、例えば、被害者の方が転居して避難している場合に加害者が住民票や証明を取りにきたことにより、被害者の住所を明らかにす

ると被害が予想されるため、そのことを防止するための業務でございます。

前回の審議会でも御審議いただきましたが、昨年12月25日から全庁的な統合化システムが稼動しておりまして、それに基づいて証明を出す際、各課で行われているドメスティック・バイオレンスに対する被害者を守る取組について、手続を一元化し、情報を共有して、遺漏のないようにしようということで、その他の2ページ、事務取扱要綱を作成しまして、遺漏のないよう保護のための業務を、各課が連携を取りながら行っていこうというものです。

届出書の様式は、その他の5ページから6ページにあります。個人情報の内容につきましては、報告書の7ページで、電算入力や委託は行いません。以上です。

【会長】

それでは、ただいま事務局から届出番号の01-30から01-32までの3件につきまして、御説明のありましたようにDVからの保護に関する扱いでございます。御質問、御意見があればお受けいたします。

【戸張委員】

その他の3ページ、第7条で(2)の「前条第1項又は第2項に規定する支援措置の期間を経過し、かつ、延長の申出がなかったとき。」と、(3)の「その他市長が支援措置の必要性がなくなったと認めるとき。」ということですが、1年という期間はあっという間に過ぎてしまいますでしょう。延長の申出をしなかった場合、切れてしまうわけですね。その場合、何か心配があるのではないかと、また、市長さんが措置の必要性がなくなったと認めるのはどういう状況から判断されるのか、この2点について事前に送られた文書を見ながら、伺いたいと思いました。

【企画政策課男女共同参画室係長】

御指摘の要綱の文面につきましては、もともと市民課が行っております住民票の支援措置の要綱に基づいておりますので、詳細についてはまだ具体的な事例はありませんが、実際の運用に関しましては、1年の経過後につきましても、明らかに支援を必要とする者でない場合、例えば、死亡の場合については、支援の中止ということになるかと思えます。ただ、一定期間の1年を経過して本人が居所又は住所がある場合については、当方としましては何らかの理由があって手続がとれないと想定しておりますので、連絡をとった上で、本人に確認後に、その必要がない場合は支援の中止をいたします。

【戸張委員】

予告をするか確認するかの方法は、取っていただけるのですね。

【企画政策課男女共同参画室係長】

はい。

【戸張委員】

はい、分かりました。

【会 長】

ほかに御質問、御意見があればお受けいたします。

【西口委員】

この取扱いは、配偶者からの暴力を受けていると被害者が申し出るときに、初めて適用されるということですか。

【企画政策課男女共同参画室係長】

DVの被害者への支援としては国から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が、平成16年12月2日付け内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号ということで出ております。具体的には市民課の住民票の発行の停止の支援又は住所がなくても国民健康保険に入れる、また、住所がなくても就学の相談ができるという形の支援を行っております。ただ、御本人の申立てにつきましては、被害の状況に関してはあくまでも御本人からの申出に基づいて運用を行っております。ただ、実際の状況に関しましては警察と連携を取っておりますので、被害者の方が警察又は男女共同参画の関係の相談センターというところ、公的な機関に相談をされている方の事実関係を確認した上で、支援を行うことになっております。これはあくまでも御本人の申立ての被害状況の中での調査となりますので、加害者への調査は行いません。

【西口委員】

そうすると、あくまでも御本人が申し出るということが前提ですね。

【企画政策課男女共同参画室係長】

そうですね。

【西口委員】

加害者調査をしないということは、本人が私は被害を受けているということを言えば、それは事実と認定するということですね。

【企画政策課男女共同参画室係長】

それなりに関係課の方と連携を取った上でのということになりますので、警察に申出をしていただいて、申出書を御覧いただくと分かると思いますが、関係機関の証明書をここに表示していただくようになっていますが、その上での手続

でございます。

【西口委員】

分かりました、ありがとうございます。

【会 長】

なかなか難しい、解釈の範囲でなかなか認定というか、事実の確認というか、それが微妙な難しさを持っている問題だと思いますね。他に御質問がないようでしたら、これを承認いたします。

【総務課長】

それでは、報告書の4ページをお開きください。4ページの届出番号11-431、11-432、特定健診や後期高齢者健診にかかわるものについては、諮問と関連いたしますので、諮問を説明するときに合わせて説明させていただきます。したがって、4ページの届出番号27-38特別生活援助事業利用申込書から5ページの届出番号27-41特別生活援助利用者一覧表までにつきましては、高齢者の特別生活援助事業にかかわる一連の届出書と使用する書式ですので、一括して説明させていただきます。

まず、特別生活援助事業については、前回に諮問させていただきましたが、この事業は、在宅の高齢者で介護サービスでは提供されない衣替え、電球の取換えや大掃除といった軽微なものについてサービスを提供することによって、在宅生活を支援しようという事業で、この委託については諮問して答申をいただいておりますが、この事業について書式が確定しましたので、今回この4件の個人情報の記録を届出しております。個人情報の内容につきましては、氏名・生年月日・住所等で、届出書の個人情報の内容欄に記載されているとおりでございます。収集方法については、本人からで、電算入力はいりません。処理については業者委託ということで今回報告させていただいております。以上です。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

特にこの件につきまして御質問等ないようですので、これを承認いたします。

それでは、次へお願いいたします。

【総務課長】

報告書の6ページをお開きください。6ページの届出番号27-8、20-53、41-508の3件につきましても、すべて諮問と関係いたしますので、諮

問のところ一括して御説明したいと思います。届出報告書に関しては以上で、後は諮問の中で御説明させていただきます。

【会 長】

それでは、ただいま全体としてのくくりの中で御質問等がないようでしたら、次の案件に移りたいと存じます。

それでは、次に諮問事項につきまして審議を始めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書を御覧ください。今回は諮問が多くて、諮問第22号から第38号までの17件となっております。同じ事業に関しての事項については、一括して説明させていただき、件数が多いので手短かに説明していきたいと思います。

まず、諮問書1ページの諮問第22号は、東小金井駅北口土地区画整理事業に係る仮換地の決定図書を送付することについての個人情報目的外利用に関する諮問で、担当課は区画整理課でございます。この東小金井駅の北口の区画整理事業に関しましては、前期からの委員の方については、昨年2月の審議会で、今回の諮問している前段階といいますか、東小金井駅の土地区画整理に係る換地設計案等を自己以外の他の権利者が供覧することについての諮問をいたしまして、答申をいただいております。

東小金井駅北口の区画整理事業でございますが、換地というと分かりにくいのですが、要するに区画整理ですので、もとの土地から新しい土地に道路なども含めて、減歩といひまして自分の土地が少なくなりながら、区画整理を進めきちんと碁盤の目のように整った土地の中に移っていただく、それで土地が変わるので換地というのですが、そのような換地設計の計画案を昨年に権利者の方にお示しして、権利者の方と調整を続けてまいりましたが、ここで地権者に新しい土地の決定に関する図面をお示しする新しい段階に来たところでございます。

換地後の移動先を表示する換地設計明細書とその行き先、旧来の土地を二重にした換地設計重ね図を権利者に送って、こういう形に区画整理後はなることを御理解いただく、分かっている手続に入ることになっています。その具体的な図面に関しては2ページが換地設計明細図、見にくくなっていますが、3ページに重ね図、上の図面に旧来の図面が重なったイメージで、二重になってこれがこうなるという形の図をお送りするようになります。この重ね図をお送りするときに、地権者が自分はどこに移動するかが分かるとともに、どういう方が御近所に

来るのかということも知る必要があるという、知る方が好ましいということで、それをお送りするのですが、個人情報に関係もありますので、旧来の地番、御本人の持っている地番はそれで確定できるわけですが、その他の方の土地についても地番を表示して、分かる方についてはどなたがここに、隣に来るとかということも分かるような形で、この地番を表示したこのような図を地権者の方にお送りしたいということで、今回諮問させていただくことになりました。

権利者にとっては自分の土地がどこに移るかということとともに、自己の周辺にどの権利者が移ってくるのかということは、基本的に知りたい事項でありますので、地権者の氏名等ではなくて、土地の地番を記載することによって、どの権利者が移ってくるかを確認できるようにしようということで、そういう意味では個人情報については限定した上で、このような形でお送りするというので、今回諮問をしております。以上です。

【会 長】

ただいま東小金井駅北口の土地区画整理事業にかかわる仮換地の決定図書を送付する件につきまして、事務方から大変詳細な説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【新実委員】

これを送られるということは、もうほとんどの換地地図ができ上がっているということですか。

【区画整理課主査】

昨年換地案を土地区画整理審議会に諮問をさせていただきまして、皆さん方に第1次の案はお見せしたところでございます。そのお見せした状況の中で、権利者の皆さんから要望書というのが、現在、市の方に提出されている状況でございます。その要望書を出された権利者さんと、具体的にいろいろまた違った案をお示し、話し合いをさせていただいているところでございます。今後、ある時期に図面上で案の決定の手続を行っていきたいと考えております。ただ、必ずしも案が決定したからといって、すぐにその場で使えるというわけではなくて、その後、仮換地の指定という法定手続がございます。その指定の手続をして初めてその場所が使えるような状況になってくるということでございます。また、現時点ではまだ最終的な案は決定しているという状況でございませぬ。その旨回答させていただきます。

【新実委員】

そうしますと、まだ決まっていないうちに通知を出してもよろしいのですか。

【区画整理課主査】

今後、土地区画整理審議会に換地設計案決定の諮問を出させていただきます。諮問をしまして、よいという答申を得られた段階で、各権利者の方に決定の通知を出すという流れになっております。まだすぐ決定を出すというのではなくて、今後決定を出すことが決まっておりますので、事前にこちらの審議会に諮問させていただいたところでございます。

【新実委員】

これを出されるということは、ある程度決まってこないと思わないと思うのですよね。例えば地権者が納得をしているという状況でないよね。今のところは納得していないわけですよね。だから、そこで納得していないのですか、納得しているのですか。

【区画整理課主査】

まず現時点では32通の要望書が出ていて、換地以外にもいろいろな要望が出ている状況でございます。その要望書につきましては、今後、土地区画整理審議会の方に聴きまして、その要望書を採択するか、不採択するか、仮に採択した場合、特に換地の位置も含めて、新たなところを提案していくという形の繰り返し作業をしていかなければいけません。ただ、ある一定時期になりましたらとりあえずこの案で決定をさせていただきたい、決定しないといつまでも話し合いが続いた形になります。ですから、一定の区切りとして案の決定を今後していき、その決定が審議会の方でお許しがした段階で、権利者の皆さんにこちらの位置で、案を決定したというお知らせをする、そのお知らせの通知に当たって、土地の地番を掲載した図面をお送りしたいという流れでございます。

【新実委員】

ちょっと二、三質問させて欲しいのですが、ということは、これは地権者だけに限って通知をされるということだと思っておりますが、この区画整理の中には、私は、商工会から出ていますので、商工会の関係で言いますと、結局これは地権者だけです。だから、大体商工会に加盟している人というのはみんな借家、借店の人が多いですね。そうなりますと、そういう人たちは結局今まで情報を知らされていないで来ているわけですよね。仲間外れで何も分かってないのです。今まで地権者の方も隣にだれが来るか、分からないということで文句が出ていましたけれども、これでその人たちの関係はやっとなつくとおもうのですよね。

ところが、区画整理を行っていかれる中での厳しさというのはあると思うのですが、商工業者の人が自分で土地を持って店を持っているという人少ないのです。どちらかといえば借りている人が多いわけです。借りている人は全く仲間外れという状況に今置かれているわけですね。したがって、自分の店がどこへ行ってどうなるのかというのも分からないのです。地権者の方からあっちだこっちだと少しずつ聞いている状況なのです。ですから、そういった関係の問題も含めて、この問題はちょっと検討していただかないと、地権者だけで物事進めるなら、それはそれで一つの方法でしょうけれども、地権者と話をしていく段階で全部出せとは言いませんけどね、ある程度のものが分かってきたときには、商工業者も集めてですね、地権者集めて議論していますよね。

だから、審議会についてはよく分かりませんが、そういうところで一体どうなっているのかということ、商工業者の人も集めて区画整理の担当として、将来の見通しを話してやらないと。地権者は納得できましたと、今度は移動したり取り壊したり、移動が原則だそうですけれども、移動したりしていったときに、今度は中に入っている人が「市は、我々を仲間外れにしておいて何だ。」ということで、本当の議論をするときに「おれは立ち退かないよ。」という話になったらどうするのですかね。だから、そういう意味では何か考えながら、このことはいいですけど、付随した意味でそういう問題をちょっとお尋ねしたいし、どう考えておられるのか聞いておきたいと思うのです。

【会長】

ちょっと待ってください。この件で我々は情報を公開するか、あるいは、個人情報保護するかということ、基本的には審議しているわけでありまして、ただいま新実委員から出された問題は、おそらく当市の議会等の関係のところ、いろいろ公正な意思決定過程というものが、やはり問われることがあり得るかとも思うのです。会長もただいまの発言を聞いておりまして、どこまで当審議会での件についてかかわっているのか、どこまで突っ込んでいっているのかということ、ちょっと頭にひらめいたわけでございます。それで審議の範囲といいますか、我々が関与し得る点につきまして、問題の重要性は分かるのでございますが、その関与の範囲につきまして、どなたか委員の御発言があればちょうだいしたいと、会長の方から求めたいと思いますが、いかがでございましょうか。

【仮野委員】

私も会長の御趣旨に賛成です。我々は個人情報の目的外利用を認めるか認めな

いかというところに焦点がありまして、区画整理事業そのものもいいか悪いか、その地権者以外の土地の借りている人たちがどうなっているかというのは、我々はそこをどうするのだというのは、残念ながらちよっと審議の対象外だと思います。ただ、総務課長の説明で、長い長い説明だったのだけれども、要するに結論的に言うとはよく分からなかった。

そこで質問、そういう中で一体この問題で何が大事なのかというのは分かってくると思うのですけれども、この設計明細図と重ね図で分かりやすく説明してもらえませんか。これがどういうふうに重ねられてくるので、個人情報の目的外利用になるのだという、そこを分かりやすく説明してほしいのです。

【区画整理課主査】

まず従来につきましては、大きな図面に新しい換地の位置、氏名、今の土地の面積、今後想定される換地の面積、減歩率、そういったものが一つの図表でお示しをし、それを権利者の皆さんに御説明していたところでございます。それが個人情報の保護という観点によりまして、その人の氏名、また、減歩といったものをお見せすることは、やはり個人情報との兼ね合いでどうかという問題が出てきました。ただ、権利者の皆さんにとっては隣にだれが来るのかというのは、まずその位置を判断するために大きな重要な要素と考えました。その関係で地番を載せることによってどなたが来るか、それは最低限地番を追ってもらえれば分かることであるというところが、根本的にスタートしたものでございます。

それで説明会を行いました。今後、換地設計案の決定という手続を行っていきます。ただ、これから実施予定の第二次個別説明会をした後にまた個々の調整によって、隣に来る方が変わってくる可能性があります。そういった可能性がございますので、地番だけ載せることによって決定した際に、隣にだれが来るかというのを分かるようにしていきたい、それが今回御提出をさせてもらった趣旨でございます。

【仮野委員】

例えば明細図とこの下の重ね図はどういうふうに見ればいいわけですか。例えば一番上、一番右側の1121という地番は重ね図ではどう変わる、1121は変わらないのか、分かりやすく説明してほしいのですが。

【区画整理課主査】

まず、諮問書の2ページ、新しい換地の図面でございます。3ページにつきまして、太枠でくくっているところが換地でございます、それで1425-1の

分が、従前の土地としてはこういう土地でございます。さらに1425-2という土地は、ここの細い道ですね。ここの従前地が換地、新たな土地としてここの四角の部分になりますよというのを示したものです。

【仮野委員】

なるほど、これはこの数字、番号だけを公開するわけですか。

【区画整理課主査】

番号だけをお知らせしたいと思っております。

【仮野委員】

地権者たちはこの番号を見れば、自分の隣に何番の人が来るようだけど、これはだれのものだとすぐ分かるわけですか。

【区画整理課主査】

調べられるようにしておきたいというわけです。

【仮野委員】

調べられるようにしておくとは。

【区画整理課主査】

具体的名前を載せますとやはり個人情報との関連があるので、例えば登記所とか、又は自分の地番を分かっていると思いますので、大体、この方かなというの
は想定されるのではないかなという。

【仮野委員】

なるほどね。

【会 長】

それは登記所に行くことで分かるということですか。

【区画整理課主査】

そうです。

【仮野委員】

済みません、最後に1点だけ。それは区画整理審議会で当然承認された方式をとっているわけですね。

【区画整理課主査】

はい。前回の諮問をかけさせていただく前に、審議会委員の方に意見を聴かさせていただきます。

【仮野委員】

区画整理審議会で意見を聞いたということですか。

【区画整理課主査】

はい。

【仮野委員】

はい、了解しました。

【西口委員】

よく分からないのですが、本質は市が考える公共の利益とか、政策のあり方の円滑の達成のために、市が保有する個人の情報を公開してよろしいでしょうかという理解でよろしいのですか。この区画整理事業は、大きな意味での公共の利益だと考えるわけですね。そして、その政策を円滑に達成したいとお考えになっているわけですね。

【区画整理課主査】

はい。

【西口委員】

そのために市が保有している個人の情報を、あえて公開したいのだけれども、いかがでしょうかというように理解してよろしいですか。

【区画整理課主査】

そうです、そうなった場合見せていただきたいと。

【西口委員】

分かりました。

【仮野委員】

3 2 通の要望書というのは、この仮換地の決定書を明示してほしいという要望が多かったということですか。

【区画整理課主査】

3 2 通につきましては、換地の位置の問題又は設計図の問題、さらに用途地域の用途の関係の問題、地区計画の問題、その他もろもろございます。それから単純に権利者の方から市に要望書という形で提出されているものもございます。

【仮野委員】

最後に、いまこちらの新実委員が聞かれないわゆる建物を借りていた人たちについてはどうされているのですか。

【区画整理課主査】

まず区画整理の中で権利者といいますと、土地を所有者している方、借地権者、そういった方がまず権利者という形になってございます。まずそちらの方に個別

説明会という形で情報は提供させていただいています。また、当然そちらの方に住まわれている方、借りている方、そういった方もいます。そういった方につきましては市のニュース、そういったものは情報の通知をさせていただいていますし、区画整理の事務所も東小金井の駅地区内にありますので、こちらに来られた方に関しましては、同じような情報は提供させていただいております。ただ、権利者の個人に関するところに関しては、やはり借家人さんにお話しできるところまでまだ行ってない状況でございますので、教えられる範囲内に関しては教えさせていただいているという状況で、今お話をさせていただいているところです。

【会 長】

よろしいですか。

【仮野委員】

私はいいですが、ただ、どなたか今の件で。

【会 長】

他にこの件に関してこの審議会として。

【新実委員】

審議会としてこれを認めるか認めないか、それはいいのですよね。これを認めるについて先行きはどうかということをおよそ聞いたわけですよ。ですから、今、聞かせていただいたから事情はよく分かりましたけれども、結局、聞きにいても具体的なことは出てこないということですよ。ですから、そういう意味で皆さん不安を持っていますから、区画整理に対する不安を少しでも解消してほしいという要望だけは出しておきます。それで結構です。この件については賛成します、反対はしませんから。

【会 長】

関係者の皆様のやはり公正に基づく決定で、そのことによって不安を解消できると、そういう基本精神をやはり忘れないでほしいということでございますので、それでは、この案件をこれにて承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の方の4ページをお開きください。諮問第23号、第24号、第25号という、この3件は特定健診にかかわる一連の諮問ですので、一括して説明させていただきます。特定健診というのは話題になっていますいわゆるメタバリック何とかいって、マスコミ等で話題になっているので御存じかと思うので

すが、それに関する諮問で、今回、この諮問以外でこの後出てくる諮問についても、医療制度の改革の中で出てきたものがありますので、関連があるものが後ほど出てくるということをまず申し上げておきます。

では、この件につきましては、先ほど届出の報告の中で省略していたものがありますので、まずそちらの説明をしたいと思います。報告書の4ページをお開きください。4ページの11-431特定健診等データ管理システムの届出と関連しております。特定健診といいますのは、今年4月から始まるもので、保険者、国民健康保険や組合健康保険も含めて、保険者に40歳から74歳までの加入者を対象とした特定健診と、それにひっかかった人は特定保健指導というものを実施するということが、義務付けられることになりました。それに基づきまして、この特定健診等データ管理システムというのは、小金井市にある国民健康保険の保険者として、健診等の結果、保険者の資格情報、費用決済等のデータを管理する必要があるために開発され、導入されるものでございます。記録項目につきましては、届出書の8ページに記載してありますので御覧ください。収集は本人からで電算入力を行い、委託を行います。

それでは、諮問の方に戻ります。諮問書の4ページでございます。諮問第23号は、特定健診データ管理システムの新設の諮問でございます。先ほど届出の中で簡単に説明しましたが、特定健診、特定保健指導の概要につきましては7ページに、あとは30ページ、これは介護保険の方の制度の変更について書いてあるのですが、これ等を参考にしていれば、今回改正され導入される特定健診がどういうものかについては、概略がお分かりになると思います。このように今年の4月から、特定健診、特定保健指導を実施して、そのデータを新たに管理する必要が生じたために、このシステムを導入するものでして、システムの記録項目についても諮問書の8ページに記載してございますので御覧ください。

これがシステムの記録開始の諮問ですが、5ページの諮問第24号は、特定健診等データ管理システムの国民健康保険団体連合とのオンライン接続についての諮問でございます。これは特定健診の事業に当たりまして、国民健康保険者の小金井市が効果的・効率的にデータ管理を行い、事業実施を円滑に行うために、国保連合会とネットワークを利用してオンライン結合を行って共同処理と、特定健診の費用決済等を行おうというものでございます。このオンライン結合の概要と個人情報の保護対策につきましては、11ページから20ページまでに説明がありますので、これについても御覧いただければと思います。この資料でオンライ

ン結合の概要と個人情報の保護対策について、基本的な考え方を説明してごさいます。

最後に、6ページ、諮問第25号は特定健診及び特定保健指導の業務委託についての諮問でございます。特定健診を実施するに当たりまして、特定健康診査については小金井市の医師会に、特定保健指導については専門知識と技術を持つ事業者に委託するものでございます。委託する個人情報の項目につきましては9ページに記載してございます。個人情報の保護措置としましては諮問書の受託者への条件にあります9項目となっております。この3件が特定健診関係の諮問でして、取り急ぎになりましたがこれで説明を終わらせていただきます。

【会長】

ただいま特定健診等のデータ管理システムについて、関連する諮問第23号から第25号と一括して御説明がありました。また、これは最初に審議いたしました件にも関連しておりまして、大変込み入っているといえますか、今年の4月からこれが義務化されることに伴う関連の処置であるかと存じます。

早速御質問、御意見があればお受けいたします。

【戸張委員】

諮問第23号が管理システムについて、第24号がオンライン接続、第25号が業務委託と関連してありますけれど、第25号に個人情報の受渡し方法として、受託業者が来庁し受渡しを行い、作業履行場所が庁外となっておりますが、よく報道されるように、持って出てしかるべきところに持ち帰る間に紛失したりということがあって、その都度このようなことが二度とないように気をつけますという報道があるのですが、この辺がどうなのかしらと思ひまして。

【会長】

ただいまの点でございますが、担当課から説明をお願いできますか。よろしくお願ひします。

【保険年金課国保給付係長】

ただいまの件に関しまして、私ども方で当然委託のときに個人情報についての管理についての覚書等を委託契約の中に盛り込む方向でおります。受渡しに関しまして、当然必要な場面でお使いいただくという契約をさせていただいて、それ以外の場所では一切取扱いをしないようにとということを確認した上で、取扱いをしてもらう形で進める予定でおります。御心配の点に関しましては、いろいろ新聞等で報道されているような面もございまして、特に今回の健診関係は非常に

個人のプライバシーの中でも、一番最重要のものだと認識しておりますので、その辺に関しては取扱いに関して非常に厳密に行っていただくように、契約の際に文書又は口頭も含めまして、厳重に取扱っていただくようお願いするつもりであります。それから、プライバシーマークを取得している業者、あるいは、それに準じている業者、つまり個人情報についての取扱いについて、社内で規定をきちんと持っているような会社へ委託させていただくということも合わせて当然考えております。ですから、そのような点は心配のないように進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【戸張委員】

はい。

【会 長】

他に御質問がないようでしたら、これを承認いたします。なお、先ほどのやり取りの中にありましたように、プライバシー性の高いデータファイルの受渡しでございますので、すべてのプロセスにおいてやはり慎重かつ速やかに処理ができますように、これは会長からも付言しておきたいと存じますので、担当課、よろしく願いいたします。

それでは、次の案件へ移ります。これも一括審議かと思いますが、事務局から御説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書21ページ、諮問第26号から第28号までは、後期高齢者健診等に関する一連の諮問でございますので、一括して説明させていただきます。担当は保険年金課です。先ほど40歳から74歳までの特定健診について御説明申し上げましたが、75歳以上の高齢者に対しては後期高齢者健診等として、後期高齢者健康診査、保健指導等が行われるようになります。諮問第26号から第28号まではこの事業に関連したもので、諮問の内容も先ほどの特定健診に関するものとほぼ同様でございます。

この件につきましては、先ほどと同様に届出報告の中で保留しておりましたので、まずその報告をさせていただきたいと思えます。報告書の4ページ、届出番号11-432後期高齢者健診等データ管理システムの届出でございます。今年の4月から始まる75歳以上を対象とした後期高齢者健診等の結果、被保険者資

格情報や費用決済等のデータを管理する必要があるために導入されるもので、記録項目については届出書の9ページに記載してございます。収集方法は本人から電算入力を行い、委託します。届出の説明はこれで終わりました、諮問に戻りますが、諮問書21ページ、諮問第26号は後期高齢者健診等データ管理システムの新設でございます。先ほど届出の中で簡単に御説明しましたが、特定健診、保健指導の概要につきましては、先ほどの特定健診の中で説明したものと、健診内容が変わる以外はほぼ同じような概念でございます。システムの記録項目については、諮問書24ページにありますので御覧ください。

次に22ページ、諮問第27号は後期高齢者健診等データ管理システムの国民健康保険連合会とのオンライン接続についての諮問でございます。こちらもオンライン結合の概要、個人情報の保護対策につきましては、先ほど特定健診のところで説明した内容とほぼ同様になりますので、ここでは細かい説明は省略させていただきます。

後期高齢者健診の最後の諮問で23ページ、諮問第28号ですが、こちらはこの事業について具体的な実施に当たっては、小金井市医師会に委託するものでございます。委託する個人情報については25ページにあり、個人情報の保護措置としては受託者への条件にあります9項目となっています。これで後期高齢者健診関連の3件の諮問についての説明を終わらせていただきます。

【会 長】

ただいま諮問第26号から第28号までを一括して審議させていただいております。これは先ほどの諮問第23号から第25号までの諮問の審議と、表題を見ますと大変類似している形式性を持っているかと存じますが、御質問、御意見があればお受けいたします。

【仮野委員】

先ほどは40歳から74歳でしたよね。今度は75歳以上ということは分かるのですが、これを分けている理由は何ですか。つまり40歳から74歳までと、75歳以上に分けた理由は、法律が違う、適用法令が違う、それも含めて勉強のために質問します。

【会 長】

これは非常に基本的な質問でございますが、保険年金課から説明をお願いします。

【保険年金課老人医療係長】

この件につきまして年齢を分けた理由といたしましては、平成20年4月から後期高齢者の医療制度が発足することになり、その基本的な法律となります「高齢者の医療の確保に関する法律」の第125条の中で健康診査等を行うようにという努力義務の規定がございます。そういう形の中で74歳以下の方と75歳以上の方という形で、今回分けてこのような諮問をさせていただきました。

【仮野委員】

それは分かりましたが、なぜ74歳と75歳を分けたのか、後期高齢者というのはなぜ75歳以上なのかということをお聞きしたい。

【横尾委員】

私の勝手な解釈では、要は私みたいな後期高齢者が増えますでしょう。そうしますと、もう既に国の医療予算がパンク状態なのです。ですから、後期高齢者は早い話が医療予算を何とか、少しでもパンク状態にあるのを救済したいから、しかも人数が増えるばかりでしょう。ですから、私みたいな人間は自己責任ですよ。それでいいじゃないですか。自己責任を徹底してくれと、だから、いろいろ広域連合にするなんて、結局のところ国家としては医療予算を何とか少しでも節約したいのですよ。だから、後期高齢者でもどうぞ自己責任でやってください、「結構です。分かりました。」と私は理解しています。

【会 長】

私どもが聞いている限りでは、いわゆる75歳以上の後期高齢者というのは、何らかの形で非常に多くの方々が疾病を、加齢に伴う疾病を所持していると、聞いているわけでございまして、コストだけではなくて、やはりそういうものを手厚くやはりケアしなくてはいけないという精神も、もう一つあるかとは私も思いながら、今、横尾委員の御意見を伺っておりました。まだありますか。

【横尾委員】

ただ、私、勝手な意見ですけれども、日本で大体70歳を超えると1人平均7種類の薬を飲んでいるのです。結局そうすると医療予算が、でなくとも日本人は薬好きでしょう。年を取ると私たちもみんなそうですが、何かしら加齢に伴って疾病が出てくるのですよ。それは結局自分が何とか対処するべきで、医者に、何というのかな、私は国家の予算が圧迫するということだけじゃなくて、後期高齢者でも自分の健康管理をなささいということですよ。ある程度の疾病伴うのはしょうがない。それは何とか最小に押さえて、なるべくお迎えが来る日まで快適な生活を送りなさいと、「自分でやるってことよ、当たり前じゃない。」と私は理

解しています。

【会 長】

はい、ありがとうございました。御意見ちょうだいいたします。他にございますか。

【白石委員】

私も詳細には認識はしていないのですが、後期高齢者の広域連合ができますよね。それで広域連合でこのネットワークを組むのではなくて、あくまでも国保連の方で組むということなのですか。国保連合会と広域連合との関係が少し分からないので、その説明をお願いします。

【保険年金課老人医療係長】

広域連合自体は電算システムというのは持っておりませんで、広域連合が電算システム自体については国保連に委託をしております。そういう形の中で私どもの電算システムも国保連とオンライン結合をして、データ管理をするという形になっております。

【白石委員】

そうしますと、追加の質問ですけれども、どこかに広域連合と国保連との関係についてのことが書かれているかどうか教えていただけますか。

【総務課長】

国保連と広域連合との関係は、昨年2月に広域連合の問題と電算処理システムを国保連合会に委託するという諮問をかなり早めに行いまして、説明がなかなか難しく、宿題になって次の審議会に行った記憶があるのですが、その中で国保連との関係については整理されているということでございます。

【白石委員】

では、帰って見てみます。

【仮野委員】

要するに高齢化が進むと同時に医療費などがかかるので、いろいろなメタボリック・シンドロームもそうだけど、早めに手を打って、できるだけ医療費がかからないようにしようという話なのですね。思い出しました。だけど、やはり自己責任でやれる方はいいのだけれども、やれない可能性もある。

【横尾委員】

だから、やるように努力するのですよ、その辺仕方ないわよね。

【仮野委員】

やるように努力する、そうですね、頑張ります。

【会 長】

それでは、よろしければこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、26ページ、これも後期高齢者医療と関係あるのですが、後期高齢者保険料の賦課決定通知書、納入通知書や年金から特別徴収というか、引き落としをしますので、その特別徴収の開始通知書の封入・封かんを業者に委託するという諮問でございます。担当課は保険年金課です。

先ほど出てきましたけれども、広域連合の電算処理システムとオンライン結合については、昨年2月と次の審議会で審議していただいております。今回の諮問はそのシステムで打ち出された賦課決定通知書、納入通知書を御本人に送る分です。特別徴収開始通知書は、年金から引き落とさせていただく方への通知で、封入と封かんを民間の業者に委託して行おうというものでございます。委託する記録項目については諮問書27ページにありますので御覧ください。委託の条件にあります9項目をもって、個人情報の保護措置といたしております。以上です。

【会 長】

ただいまの諮問第29号は、後期高齢者に関する案件でございますが、これはデータ管理にかかわる事項とやや内容を異にしておりますので、独立して審議させていただきます。

それでは、御質問、御意見があればお願いいたします。

【望月委員】

参考に伺いたいのですが、この委託内容と同じような業務を委託しているというのは、行政の中で他に幾つかあるのですか。

【総務課長】

いわゆる税金の通知、市・都民税の納税通知書や特別徴収の決定通知書、固定資産税の納税通知書や保険年金で言えば国民健康保険税の納税通知書等についてはやはり業者に委託して、封入・封かんをし、納品されたものを送付するという扱いをしております。

【会 長】

よろしいでしょうか。

【望月委員】

はい。

【会 長】

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の諮問の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書28ページ、諮問第30号は介護保険生活機能評価健診委託業務の諮問でございます。担当課は介護福祉課です。

この生活機能評価健診ですが、この事業につきましても先ほどから御審議いただいている特定健診と関連がありまして、特定健診を開始することに伴いまして、今年度まで主として老人保健法に基づく基本健診として実施してきた部分が、独立して介護保険の方で行うようになったものでございます。その変更内容につきましては、先ほども見ていただきましたが30ページ、健診に係る制度の変更という概略の説明図を御覧ください。31ページから33ページまでは説明になっております。この健診の実施に当たって、市内の医療機関に委託するもので、委託項目につきましては29ページになっており、受託者への条件については、9項目の個人情報の保護措置を取るということになっております。以上です。

【会 長】

ただいま諮問第30号について説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【平沼委員】

特に問題があつて質問するわけではございませんが、前に介護保険の介護度などを調べるのには、やはり特定の民間に委託していたと思いますが、その後、特にそういうことで問題が起きていなければ、よろしいと思いますが、委託業者というのは決まっておりましたよね。

【会 長】

ただいまの質問に担当課から状況を報告してください。

【介護福祉課長補佐】

ただいま御質問いただきました件は、今回の生活機能評価ではなくて、いわゆる要介護保険申請をいただいた方の認定調査の件だと思います。そちらにつきましては介護保険法の定めもございしますが、受託できるところが法律上範囲を決められておりまして、その法律にのっとりつつた中で委託をさせていただいているという実情がございします。具体的に申し上げますと、ケアマネジャーがいる都道府県

の指定を受けた事業所に対して委託をできる、もしくは市の職員が調査をできるという形になっておりますので、委託に関しては法律にのっとった形で委託をさせていただいているという状況でございます。

【平沼委員】

ありがとうございました。そうしますと、特別に問題は起きていませんか。

【介護福祉課長補佐】

問題は過去に例はございません。

【平沼委員】

はい、では、見方についてこれは自立が出たとか、介護度が上がるのでいいとか悪いとかいうような、今まで特に問題は起きておりませんね。

【介護福祉課長補佐】

はい、ないです。

【平沼委員】

それなら結構でございます。

【会 長】

他にないようでしたらこの案件を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の34ページ、諮問第31号は独自健康診査業務委託に関する諮問でございます。担当課は健康課です。

この独自健康診査業務ですが、この事業につきましても先ほどからの特定健診の開始に伴うものでございます。平成19年度までは基本健診として実施してきた内容の部分で、特定健診制度に変わったときに漏れてしまうというか、対象とならない、行わない部分について、市の独自の健診として行おうというものでございまして、この制度の変更内容につきましては36ページを御覧ください。19年度までと20年度以降の変更内容についてここで説明していて、この事業の実施に当たって健診等を小金井市医師会に委託するものでございます。委託処理する記録項目については35ページに記載してあり、個人情報の保護措置としては諮問書にある9項目としております。以上です。

【会 長】

ただいま独自健康診査業務委託について説明がございました。なお、35ページに委託処理する個人情報の具体的な項目が、一覧になっておりますので見てい

ただきたいと存じます。

【西口委員】

勉強のために聞きたいのですが、平成19年度までの基本健康診査等の根拠法規は老人保健法になっていますよね。平成20年以降は高齢者医療確保法と健康増進法になっていますが、この法の制度改正が行われたと理解してよろしいのですか。

【健康課長】

委員のおっしゃるとおり法の改正がありまして、医療制度改正で高齢者の医療の確保法というものが改正をされましてこういう形になりました。

【西口委員】

高齢者医療確保法の施行はいつですか。

【健康課長】

名前が変わったということになりますので。

【西口委員】

何から何に変わったのですか。

【健康課長】

老人保健法から高齢者の医療の確保に関する法律に変わったということです。

【西口委員】

新法になったわけではないのですね。

【健康課長】

はい。そういうことです、法律の表題が変わりました。

【会 長】

よろしいでしょうか。他にないようでしたらこの案件を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の37ページ、諮問第32号は統合化介護保険システムの記録項目の変更に関する諮問でございます。担当課は介護福祉課です。

この件につきましても最初に行いました届出の中で保留しておりましたので、報告を先にさせていただきます。報告書の6ページ、統合化介護保険システムの変更の届出で、追加される項目については10ページでございます。追加する理由はこれも平成20年度からの医療制度改革に伴って、後期高齢者医療や国民健康保険等の資格情報を把握する必要があるということで、今回この項目を追加す

ることになりました。

諮問に戻りますが、37ページに説明がございしますが、保険給付審査支払のため、介護保険料の特別徴収経由事務機関が国民健康保険団体連合会に統一され、国民健康保険税等特別徴収される税額を年金天引きするために、保険税額等の情報がないと正確に計算ができないということがありまして、このような形で主要項目がこのシステムに追加になるということでございます。

【会 長】

ただいま諮問第32号についての骨格の説明がございました。これは要するに37ページの諮問書の内容を見ていただきますと分かりますように、既承認分に対しまして今回新たに1,500番～1,508番という9項目を追加する、これが諮問の審議の対象案件でございます。いかがでしょうか。

特にないようですので、承認とさせていただきます。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の39ページ、諮問第33号は家具転倒防止器具等取付事業委託業務に関する諮問でございます。担当課は介護福祉課です。

この家具転倒防止器具等取付事業の概要につきましては、40ページに概要が示してございます。事業の実施に当たって、小金井市シルバー人材センターに業務を委託するという諮問の内容でございます。委託する記録項目については8項目で、個人情報の保護措置としては、受託者へ9項目の条件を挙げて、個人情報の保護措置といたしております。以上です。

【会 長】

ただいま、家具転倒防止器具等取付事業委託業務に関して説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にありませんので、これを承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書の41ページ、諮問第34号と第35号については、排水設備GISシステムに関する諮問でございますので一括して説明いたします。担当は下水道課です。

なお、この件につきましても、先ほど届出の中で保留しておりましたので、先に報告をさせていただきます。届出書の6ページ、排水設備GISシステム（設

置場所情報)で、このシステムは、排水設備の届出番号をデジタル化した地図上で管理するためのもので、個人情報の収集は本人からで、電算入力を行います。

諮問に戻りますが、42ページの諮問第34号は、排水設備GISシステム(設置場所情報)の新設の諮問でございます。繰り返しになりますが、従来紙ベースで管理していた情報を電子化して、排水届出番号を地図上で見られるようにし、下水道設備、排水設備の設置場所にかかわる検索作業を、効率化するために導入するものでございます。システムの概要は44ページに下水道排水設備届出台帳管理システムの変更計画のフロー図を示させていただいております。42ページの諮問第35号は、排水設備GISシステム委託の諮問でございます。排水設備届出書の設置場所としての届出番号を入力して、記録する作業を業者に委託するもので、委託する個人情報は設置場所、届出番号、届出者氏名の3点で、個人情報の保護措置としては諮問書の受託者への条件にあります9項目としております。以上です。

【会長】

ただいま諮問第34号及び第35号、いずれも排水設備GISシステムに関する諮問の説明が一括してございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特に御質問がありませんので、この二つの諮問を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書45ページ、諮問第36号は精神障害回復途上者デイケア事業委託に関する諮問でございます。担当は障害福祉課です。

この事業は回復途上にある精神障害者を対象にして、グループワークでのプログラムを通じて症状の安定化、対人関係及び自己表現の向上を図ろうというもので、この事業実施に当たりまして、NPO(特定非営利活動法人)に委託を行おうというものでして、委託する個人情報は46ページに記載してございます。個人情報の保護措置としては、受託者へ9項目の条件を挙げて、個人情報の保護措置といたしております。以上です。

【会長】

ただいま諮問第36号に関しまして御説明がございました。委託先はNPOということでございます。

それでは、御質問、御意見があればお受けいたします。

【平沼委員】

今、市内で精神障害の回復途上にある方というのは、ほとんど把握していらっしゃるのでしょうか。

【障害福祉課長補佐】

全部というわけにはいきませんが、障害者手帳の有無であるとか、あとは自立支援医療を受けていらっしゃる方であるとか、そういった方がいらっしゃると思うのですが、それについては申し訳ございません、今はすぐに何名ということはお答えできません。潜在的にそういう精神の障害と申しますか、疾患のある方につきましては、その数値までこちらの方で把握するという事は困難だと思っております。

【平沼委員】

特に市の支援を受けなくても、自分のところで介護できるような方が、何人かいらっしゃるのだろうということが想像できますので、そういう方たちの防災関係と申しますか、何か起きたときにはどういうふうに対応したらいいのだろうかということが、ふだんから気にかかっておりますのでお尋ねいたしました。でも、全部把握できていないということだと思っておりますので、そんなことを気にしている者がいるということだけで結構でございますが。

【会 長】

事務方から何か付け加えることがあれば。

【総務課長】

今、平沼委員の方でおっしゃった内容ですが、その他で被災時の要援護者についての考え方というか、今後どういうふうにしていくかについて、委員の皆様にご相談あるいは、御意見を伺う場を設けたいと思っておりますので、またその場で御議論をいただければと思います。

【平沼委員】

はい、それだけでございます。

【会 長】

それでは、この諮問を承認いたします。

それでは、次の諮問事項の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、諮問書47ページ、諮問第37号は日曜クラブ事業運営委託の諮問でございます。この事業は諮問書にもありますように、特別支援学級及び特別支

援学校に在籍する児童・生徒に工作やゲーム等の活動を通じて、市民やボランティアとの交流する機会を提供することにより、余暇活動の充実を図るということが一つと、あとは、保護者の負担を、一時的ではありますが、軽減するということが目的としております。この事業の実施に当たって社会福祉法人に委託を行おうというものでございまして、委託する個人情報については48ページに記載してございます。これも個人情報の保護措置としては、受託者へ9項目の条件を挙げて、個人情報の保護措置といたしております。以上です。

【会 長】

ただいま諮問第37号日曜クラブ事業運営委託について事務局から説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【西口委員】

細かいことですが、私も個人情報をもらってすごく悩むところなのですが、ここに受託者への条件の中で複写は絶対禁止と書いてありますね。おそらくコピーをするなどということだと思っておりますが、これはどこまで適用できるのですかね。つまり現実的にはいろいろなサービスを提供する中で、コピーをとらなければ利用者の情報を共有できない部分がたくさんありますよね。それがやはり現実でサービスの効率性を保つという意味では、私は複写というのは必要だと思います。これは現実的な問題とその理念というか、ここで出されている禁止事項とバランスをどのようにお考えになるのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

【会 長】

これは基本的にいろいろな審議事項と共通する事項かと思いますが、これは総務課長ですか、お願いします。

【総務課長】

非常に難しい問題だと思うのですが、基本的にここにある複写は、一般的なものとして全部同じようなことを挙げているのですが、具体的な委託内容や事業内容、行っていただくサービスによっておのずから違ってくるものだと思います。

ここで複写禁止といっているのは、複写したものが外部に流出して、非常にセンシティブな内容について一般に流布するということを絶対に避けなければいけないということです。あとは業者が個々のクライアントに対して、やはりきめ細かいサービスというか、対応をしていただくためにはいろいろな情報を共有していただくことに工夫があるだろうし、それについては個々の条件の中で、どこまで

個人情報を守っていただけるのか含めて、おのおのの事業の内容の中で、サービスの内容をどこまでかについて、きちんと委託の条件やその中で規定していく必要があると思うし、一般的にはなかなか良い悪いとは言えませんが、やはり委託の仕様書や契約の内容の中で定めていくべきなのではないかと考えております。

【西口委員】

おっしゃったように、非常に複写をするということは当然そのリスクを伴う作業ですよ。それはやはりどういう形で委託先がそのことに関して管理をしていくのか、マネジメントするのかということも含めて、市としてどういうふうを考えるのか、特にこういう対象の方は弱い方々ですよ。弱い方々というのは対象の方が弱いというのか、生活困難にあるといえればいいのか分かりませんが、その方々はそういった情報を共有しないと、やっぱり生活が自立できないという部分もありますよね。しかしながら、みんなが共有することで、コピーがどんどんされていけば、それだけリスクも高まっていくわけですので、そこのバランスというか、そこはもうただ単に事業所に倫理という縛りで進めばいいのか、もう少し具体的なマニュアルとかルールをつくっておくべきなのか、そろそろ御検討する時期ではないかなと私は思います。

【会 長】

それでは、それは御意見として、記録にとどめていきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【西口委員】

ありがとうございます。

【会 長】

他に御発言がないようでしたら、これを承認とさせていただきます。

それでは、最後になりますが、諮問第38号の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、49ページの諮問第38号は、歯科医療連携推進事業委託に関する諮問でございます。担当は健康課です。この件につきましては先ほどの届出報告書の中で保留していたものですので、ここで改めて報告させていただきます。報告書の6ページ、かかりつけ歯科医相談票の届出でございます。これにつきましては、かかりつけ医師を持たない移動が不自由な高齢者・障害者に対して、身近な歯科医師を紹介して継続的な治療を受けることによって、歯の健康、口腔の衛生を図ろうというものでございます。個人情報の内容としましては、氏名・住所・

生年月日・健康状態等で、電算入力は行いません。

諮問に戻りますが、諮問書49ページ、この事業の実施に当たっては歯科医師会に委託するものでございます。個人情報の保護措置としては、受託者へ9項目の条件を挙げて、個人情報の保護措置といたしております。以上です。

【会 長】

ただいま説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

【新実委員】

最後の諮問になっていますので、ちょっとお聞きしたいのですが、これ総務部長さんに聞くのか、市長さんに聞くのか分かりませんが、余りにも委託が多過ぎますよね。委託ということになると、ないとは言いながらどうしたって情報の漏れというのは出てくるだろうと思うのです。したがって、委託業務というのは面倒くさいものはみんな委託してしまうとか、例えばお医者さんしかできないこととかいうのはわかりますが、市の中で一体民間委託の基準というのをどのようにお考えになっているのか、大きなことになると思うのですけれども、できましたらお聞かせ願いたい。事務的に面倒くさい、面倒くさいというとしかれますけれども、そういうものを全部委託してしまえば、だんだん市は身軽くなっていくのですが、その辺で個人情報との問題に絡めてどのようにお考えになっているのか、お聞きしたいと思うのですが。

【会 長】

ただいま非常に当審議会の根幹にも触れる基本問題が、新実委員から提示されたわけですが、これについてはやはり総務部長から総括的に御説明をお願いします。

【総務部長】

確かに小金井に限らず他市の自治体でも委託はどんどん進んでいます。当然委託が進むとなると、個人情報の漏えいという危険性は増してきます。ただ、今の実態の中ではいわゆる地方公共団体、都道府縣市町村含めてかなり財政が厳しいということと、それと市民等の要求がかなり多様化・高度化しているということで、現実問題として、正規の職員がすべての業務を直営で行うという実態が、なくなってしまったというのが現状です。ですから、職員についても以前は正規職員と臨時職員ということだったのですが、今は正規職員のほかに短期の臨時職員、それから、非常勤嘱託職員、再任用職員や再雇用、それに、任期付職員、あらゆる職種があります。ですから、市民のためにいかに行政を効率よく、又は最大効

果を求めるためには民間の力も借りて、それをいかに効率よく使うかという時代になってしまったということです。したがって、委託も、今、委員さんが言われたように、特殊な部分、専門的な部分についてはそちらにお願いして、効率的に効果的に行政を行っていかうという時代だということで、理解していただきたいと思います。

それから、それは何でもかんでも委託するというのではなくて、市としてこれは地方分権の中で市の直接の業務として、何をやるのかということになるのですが、具体的に、現在、管理部門の人間も民間でと以前から委託が進んでいます。したがって、市としていわゆる企画部門とか、ある程度直接的な秘密を持ついわゆるセンシティブ情報に係るものとか、そういうものしか残らないのではないかなと思っていますが、いわゆる市民のためにも、先ほど申しましたように、できるだけ効率的に効果的に行政を運営していくというためには、委託先も含めて効果的に考えていかなければならないという時代になったということで、御理解いただきたいと思います。

【会 長】

ただいま総務部長から総括的な立場で御説明がありましたが、新実委員、お分かりになりましたか。

【新実委員】

はい、了解しました。

【会 長】

非常に情報を保護し、また、公開するという両方を、絶対的にはどこに調和を取ったらいいのか、絶対矛盾の自己同一という有名な哲学がございますけれども、我々はまさにそういうバランスを取る、フェアにバランスを取っていくのがこの場でありますので、経済効率性とかあるいは現在の地方自治体の財政の逼迫化の現実とか、いろいろな資源の制約条件の中でいかに民主主義の実現である個人情報保護という点と、その逆の公開すべきものは積極的に公開していくという側面ですね、どのように状況が変わっても、この問題は今後とも続いていくと思いますので、我々は1件1件をおろそかにせず、やはりこの場を通して慎重審議し、かつ、また、報告を適正に受け、できる範囲でやはりそういうものをオブザーブ、観察して誤りがないか、間違いがないかということ公共目的と個人の人権といえますか、そういうものの方と両方の立場で、今後とも身をもってよりよい小金井市を維持し、発展させていきたいと思うのですが、そういうことでよろしいで

しょうか。

それでは、この件は今後、また、各委員がお気付きになりましたところで、率直に御意見を開陳していただきまして、その都度その状況に応じてでき得る限り我々は適正な判断をしてまいりたいと、そのように会長としても存じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、この案件は承認いたします。

それで、本日も大変たくさんのお諮問、しかもそれが個人情報保有と届出状況の報告とも関連してありましたが、これで諮問事項に関しては全部審議を終了いたします。関係の職員の方、御苦労さまでした。

それでは、本日の議題4「その他」の諸案件について審議をさせていただきたいと思っております。それでは、4件ございますが、総務課長、よろしくお願ひいたします。

【総務課長】

それでは、その他について御覧ください。まず、その他の議題の「配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務について」は、先ほど届出のところで御説明申し上げましたので、省略させていただきます。

二つ目の「専用パソコンによる介護保険保険者伝送システム接続の記録項目の追加について」を御説明いたします。こちらも本日諮問いたしました諮問第32号「統合化介護保険システム記録項目の変更について」と関連するものでございます。その諮問の中でも御説明いたしました。平成20年の医療改正に伴って介護給付の審査・支払関係や介護保険料の特別徴収の関係の情報に関して、必要な情報を記録する必要が生じまして、記録を追加ということで先ほど諮問させていただいたわけですが、それに伴って小金井市と国保連合会との情報のやり取り、オンラインシステムの情報のやり取りについても、それらの項目について、取扱いの項目が追加されるのでここで御報告するものでございます。

8ページを見ていただきますと、これは平成15年度にオンラインの接続について諮問したときの内容でございます。10ページから11ページに今回の追加後のオンライン結合の接続する項目がありますが、11ページの186から202までが今回新しくデータとして追加され、オンライン結合でやり取りするようになって増えた項目でございます。こういう内容でオンライン接続については、条例上変更があった場合、諮問するかどうかということが明確に読み取れませんので、こういう形で報告をさせていただいて、御承認をお願いしたいと思います。

以上です。

【会 長】

ただいまその他の案件につきまして、まとまった形で御説明がございました。いずれもこれまで審議してきた内容で、既に大要はこれまでの経過説明の中であったわけですが、いかがでございましょうか。何か御質問、御意見等があればお受けいたしますが。

特にないようですので、ただいまの御説明の件、承認いたします。

【総務課長】

では、その他の三つ目「災害時要援護者情報の収集・外部提供について」ですが、これはかなりの資料を用意して、事前にお送りしていると思います。12ページ以降に資料が載っておりますが、今回は小金井市の災害時の要援護者情報の収集・提供について、今後どのように行っていくかという基本的な考え方を担当から説明させていただいて、お示しした上で、委員の皆様率直な御意見をお伺いして、今後具体的にどのようにしていくかについて検討し、最終的には諮問することになると思いますが、今回議題としてさせていただいておりますので、まず担当から説明させていただきます。

【福祉保健部長】

済みません、遅くまでありがとうございます。御存じのように災害時におきまして、お一人で避難することが難しい方たちを、どのようにサポートするかが社会的に大きな課題になっております。阪神淡路の大震災あるいは新潟における震災などでも、やはりこの問題が大きくクローズアップされておきまして、私たちは小金井市に限らず、すべての市町村でこの取組を今始めているところでございます。ただ、こういった方たちの支援をさせていただくためにはまず情報が必要で、日ごろから情報をどのように収集するかが必要だという大前提がございまして、しかし、その対象となる方たちは障害のある方、あるいは、精神に障害のある方、あるいは、ひとり暮らしの方、情報そのものが先ほどから議論になりましたが、外に漏れると非常に厳しい情報、非常にセンシティブな情報を扱わなければいけなくなってくる。そうなりますと、その情報を収集するに当たっては、私たちの条例の場合には基本的には本人の同意をもってその情報を収集し、利用するという大原則があるところでございます。

しかし、一方で震災の後、各都市で取り組んだ中でいわゆる手上げ方式というのですが、こういうことを市がしますので利用される方は申し出て下さいとい

う手上げ方式、あるいは、あらかじめ私たちが持っている情報を一つひとつ当たって、1軒1軒回ってこういうことをしますのでぜひ登録を承諾してくださいという、同意方式というので取り組んだ団体が幾つかあるのですが、結局は必要な情報といえますか、やはりサポートさせていただかなければいけない方たちの情報を、すべてを集め切ることは無理でした。特に手上げ方式などですと、なかなか皆さん手を上げてくださらないような状況がございました。しかし、一方ではやはりそんなに遠くない将来、必ず来ると言われている震災の中で、私たちはどう備えるかということは急務でございまして、そのために、資料を見ていただくと、国の方からは関係機関共有方式というのですが、あらかじめ市で持っている情報については対象者の方の情報を集めて、それを一本化して例えば民生委員さん、消防署、さらには地域の町会とか自主防災組織などと共有し合う、そのための情報の安全管理のシステムを作れという文書が出ているところでございます。

ただ、この情報収集するに当たっては、個人情報保護条例における個人情報保護審議会の役割、つまり個人情報保護審議会などの承認を得れば目的外利用ができる、あるいは、外部提供ができるという条項を使ってやったらどうかというのが、国の方からの私たちに対するサジェスションでございました。しかし、やはりセンシティブな情報を取り扱うに当たって、審議会の皆様の御意見を賜り、御意見によって決めるということが、果たしてそぐうかどうか大きな問題だと思っています。

個人的なことを申し上げますと、実はこの条例を作るときに私は担当しております、その間10年ぐらいこの仕事をやらせていただいたのですが、その中で審議会の委員様からいろいろな意見が出たのは、センシティブな情報を取り扱う外部提供や目的外利用をするに当たって、審議会にその責任を課することはそぐわないだろうと、本人同意を取るべきだという御意見が、過去はとても多かったです。しかし、かなりのボリュームがあるところで本人同意を取り切れるかどうか、手上げ方式で実効性があるかどうかという疑問があるところでございまして、この要援護者の情報システムを作るに当たって、審議会の皆様に私たちのやりたい方法、情報の種類・範囲などを目的外利用して収集し、外部提供することを審議会にお諮りしてよろしいかどうか、御意見を賜りたいというのが今日の私どものお願いでございます。

簡単に申し上げます。資料1は今申し上げましたイメージでございまして。2ページ目、資料2は、私どもが整理しました課題などがございまして。当面は私ども

としては2段階に考えておりました、当面は守秘義務が課されている民生委員さんや消防署に対して、災害時要援護者情報を収集したものを私どもと共有をする、合わせて、地域福祉課だけでなく介護福祉課、障害福祉課、防災を担当している地域安全課とも共有を図る、共通のデータベースを持って万が一のときに対応できるようにする、あるいは、民生委員さんなどに御提供申し上げて、日ごろから見守りのシステムを作っていただいて、万が一のときに対応をする。そして第2段階としては、情報の安全管理が自信を持ってできるようになれば、今度は地域の皆様との共有化、自主防災との共有化なども図れないだろうか、それらを第2段階のものとして考えています。第1段階はまず消防署と民生委員さんと共有化を図りたいということでございます。

また、資料3のところにも網かけをさせていただきますけれども、まず第1に最初に共有化する災害時要援護者の方の対象としては、網かけをしている部分だけを今考えています。要介護認定の要介護3から5の方、身体障害者手帳の1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、精神障害者の方を考えております。先ほどちょっと議論になりましたが、実は精神障害者の方の場合には非常に難しい部分がございます、まだ、今、残念ながら、社会の中で精神に障害のある方が、それを表に出して生活をする社会基盤ができていくかというところ、自信がないところでございます。そこについてはこれから時間をかけて行っていきたいと思っております。また、もう一つは75歳以上の方たちに対して、民生委員さんが、毎年、新しく75歳に到達した方を個別訪問して、見守りの必要かどうかを聞いています。そのときに見守ってほしいと言われた方たちがいらっしゃいますので、その方たちの情報を集めて名寄せをして、情報の整理をして一本化して、今申しあげました市内の関係課と民生委員さん、消防署との共有化を図りたいというものでございます。

ただ、もう一方、資料4ですが、実は過去に審議会の皆様にお諮りをいたしまして、消防署や民生委員さんに情報を提供することは承認をいただいております。ただ、そのとき想定していたのは万が一何かあったときに情報を出すということで、あらかじめ情報を出すということは想定をしていなかったものですから、従前審議会にお諮りした事例をそのままストレートに当てはめるには、私どもやはり疑問がございましたものですから、今日このような形で御意見を賜りたいと思っております。

さらに資料をめくっていただきますと、実際にどうやっているか、個人情報の

外部提供申請書を消防署から出していただいて、それをどういう形で消防署の方にお出ししているかという様式がございます。また、消防署へ提供する様式の下には、民生委員さんがこういう形で地域に回って、地域の皆様から見守ってほしいという情報をいただいたものを文書で集積して、それをパソコンに入れているものを要介護情報とかあるいは障害者情報と、合体をして作れないかどうかということです。資料5は国から出ております各都道府県あるいは指定都市や中核市に出ている、先ほど申し上げました関係機関共有方式を使って情報を収集し、そして地域や民生委員さんなどと共有化を図るようにしたらどうかというサジェスションでございます。その後、資料6、資料7は民生委員さんあるいは消防署の扱いについてというのがございますが、これは法的に守秘義務が課せられている方たちなので、この方たちと情報の共有化を図ってほしいという文書でございます。

雑駁な説明で申し訳ございませんが、趣旨といたしましては災害時における避難が困難な方たちのサポートのために、情報を収集させていただき、それを市以外の方たちも含めて共有をしたいと。しかし、その共有化は現段階ではあくまでも法的に守秘義務を負っている方たち、団体との間での共有化を図り、その後、地域の方たちと共有化がさらに図れるかどうか、市民の皆様のコンセンサスを得ながらやっていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

その他の案件にするには内容が非常に大きいわけですが。

【福祉保健部長】

今、説明いたしまして検討の最中ですから、今回は正式な議題ではなく、その前に皆さんにある程度こういったものだという資料をお渡ししたので、読んでいただいて、次回にそれぞれこのような問題についてどう考えたらよいかということを考えて来ていただいて、意見を出してもらえればと思っております。

【仮野委員】

この前、NHKの「クローズアップ現代」でやっていましたね。

【白石委員】

ちょっと今後検討するに当たって前段の質問したいのですが、私も長い間、災害時の緊急救援なり、自主防災なり、いろいろなことにかかわってきているのですが、まずこれだけの資料を出していただいて、広く検討をされたいという姿勢自体は大変いいと思うのですね。それについては評価したいと思うのですが、た

だ、地域福祉課の観点からだとな今使わない災害弱者、今は要援護者という言葉を使っていますけれども、そこに焦点が当てられています、実際には例えば直下型の地震が起こった場合は、要するにいわゆる弱者かどうか関係なしで、起こった時間帯だとか規模、あるいは、大きさ、それから地域性ですね。例えば元気な方であっても当然被害に遭う、なおかつ独居者だと隣近所というか、都会の場合だと住んでいる方自体が把握できないですね。そういう問題もあったり、あるいは、家族に見守られている方であっても、例えば日中に地震が起こって家族がいない場合には独居老人になってしまうと、いろいろな問題がありますよね。

ですから、この審議会で、どこまでの議論をしたらいいのかということと、あとは、これは審議会を超えて議会でもそうですし、あるいは、私としてはやはり地域の自主防災組織のあり方がどうなるかということは、また別の議論の方がもっと大きな課題があるのかなと思っていますし、とにかく今日これだけ出していただけで大変よいことと思うのですが、この審議会で主に個人情報との関係というのが当然の課題ですが、もう少し絞ってどのように議論をしていくかということについても、私も考えたいと思いますけれども、そちらの方からも幾つかの課題の整理などをさせていただくと思います。

【総務部長】

ちょっとよろしいですか。今回、担当から話したのですが、このきっかけは確かに長年の課題でした。特に法の関係と国との関係をどう整理するかというのは、各自治体でものすごく迷っていました。ですから、これだけ時間がかかって、なおかつ各自治体でも対応がまちまちだったということです。今度はこれについては小金井市の地域防災計画を改定するというので、今年度、来年度の2年間をかけて地域防災計画を話し合いたいところがありますので、それを改定するという作業を行っています。その作業の中の一つにいわゆる災害弱者という方、これは要援護者といっていますが、そういう人たちをどうするのかという問題を、そこで総合的に2年間かけて委託して検討中です。

今、白石委員が言われたように、他に外国人の問題とかいろいろあります。子どものこととか、あと、災害時どう避難所を運営するとか、これを今、専門家に頼んで2年間かけて来年いっぱい検討するということです。したがって、今回はその中の一つのいわゆる災害弱者（要援護者）についてなかなか意見がいろいろありますので、改めて次回に審議会の御意見を聞きたいということです。今言ったように、どこまで諮問するのかというのはありますが、それについても、現在、

委託している地域防災計画の中でどういう形が出るのか、その答えというか答申をもって、具体的に個別になるのかどういう形になるのかは、その中で改めてまた検討していきたいと思っております。

【仮野委員】

2年間、つまり来年いっぱい地域防災計画の見直しが終わるわけですか。

【総務部長】

そうです。

【仮野委員】

来年12月までに結論を出せばいいということですか。

【総務部長】

いや、そうではありません。

【仮野委員】

その防災計画の見直しが終わったら我々のところへ来るということですか。

【福祉保健部長】

説明が足りなく申し訳ありません。私たちとしましては、秋ぐらいまでに、先ほど私の方で申し上げた民生委員さんと消防署の共有については取り組みたいと思っています。地域防災計画の中では、さらに広く地域の中で、自主防災も含めた取扱いをどうするかということを検討していくわけですが、守秘義務が課せられている方たちに関しては、秋ぐらいまでにやらせていただきたいと思っています。ただ、それにつきましてやはり目的外利用あるいは外部提供ということがございますので、それについて審議会にお諮りを申し上げて、まず第1段階としてやらせていただけないだろうか。しかし、先ほども申し上げましたように、やはりこのような大量でかつセンシティブな情報の取扱いについて、そもそも条例の立法趣旨からは少し外れているのですね。ですから、例えば渋谷区などは防災条例の中でこれを盛り込んでいる、そのような方法もあります。あるいは、本人同意を取りなさいとか、あるいは、手上げ方式でやって、その範囲でまとめるべきだとかいう御意見あるかと思っておりますので、その辺を御審議賜ればと思います。

【会 長】

意見はございますか。では、手短にお願いします。

【平沼委員】

私の地域では、既に民生委員さんがそういうことはどうだろうかということ、町会の役員会のとときに話をされまして、まず民生委員に任せてくれということで

お任せしてあるような状態で、下の内々では調べるといふか、個々にやっ
ていらっしやるようでございます。ただ、全市的にはどういふことにな
るか、これはやはり私たちがどのように取り組んだらいいのかは、ま
だこれからだと思います。

【白石委員】

ですから、この市の予算の関係、この審議会に関する予算の関係もあ
るでしょうから難しいのですが、いきなり諮問とかいふことでなくて、
もう少しフリートクできるような場があった方がいいかなと思ふので
す。というのは、具体的に想定しても、例えばJRの尼崎の福知山線で
事故があったときに、病院に搬送された被災者が、結局、病院の方
が過剰な個人情報保護の解釈をして、全く出せないといふようなこ
ともあって、それも議論になって、個人情報の保護のあり方と緊急
時の対応との兼ね合いをどうしていくのかといふ、社会的なテーマに
なっていますよね。ですから、その一番典型的な例は災害時の問題だ
と思ふので、この中で議論するのでもいいのだけれども、できればも
う少し広い枠でフリーな議論をしてもいいのかなと思いますし、少
しその辺のことも含めて何かやり方を考えていただいてもいいのか
なと思っています。

【仮野委員】

この審議会だけで5,000人ぐらいの個人情報の共有化といふのを、
了承するといふのはとても重いものがあるよね。そこで議会はど
ういふ動きをしているのか、市当局は防災計画の見直しや何かや
りたいといふのは分かるのだけれども、個人情報保護条例の改定が
必要になるのではないかと、あるいは、渋谷区のように防災条例
の中に盛り込むとか。

【福祉保健部長】

はい、防災総合条例ですね。

【仮野委員】

あれは緊急を要するときかなんかといふのを使ったよね、あの区
長は。

【福祉保健部長】

ええ、条例の中でそれを盛り込みました。

【仮野委員】

うまい具合に使ったのだけれども、そういう作業の中でやってもら
った方がいいのか、そういうかなりもうちょっとデータを引くとい
ふか、視野を広げて我々に説明してもらわないと、この審議会だ
けで了承とはなかなか、いや、過去に例があるから、目的外利用
の諮問をしたのはこれだからあるからといふて、これは

なかなか重いよ。

【白石委員】

もう一つマイナスの要素で言えば、特に独居の高齢者に対しての詐欺事件が頻繁しているじゃないですか。だから、もうそれはその業界の連中からすれば、本当にきつい情報ですよ。そちらもあるし、本当にどうやって災害時に対応していくのかという、重い課題がすごくあるのですよね。

【会長】

これはやはり小金井市といっても、駅前のような中心の繁華街に近いところで生活していらっしゃる方と、市のフリンジでこの周辺の国分寺だとか府中だとか、いろいろ隣接市の市境にいる人とかを考えただけでも、具体的にはもう状況がものすごく違うわけですね。それから、いろいろなここでは社会的弱者を特にどう救済するかということに焦点が当てられているようですが、これまでの各委員の御発言の中を総括してみると、弱者じゃなくても通常の生活者の方々でも、突発的な災害でもう最も緊急を、一刻を要する状態にある人がそばにやはりあり得るわけですね、阪神淡路大震災という状況一つ考えても。ですから、やはり小金井市として総合的な防災計画、市民の安全と安心に結びつく総合的な防災計画を、やはり審議会をつくるなり、あるいは、担当部局が事務的に支援する形で、やはりそういう独自の意見が出て、かつ資金的な余裕があればそういう専門家への委託研究を出し、そのレポートを求め、それがある程度コアが固まったときに、当審議会としても個人情報保護と情報公開の側面で、成案に対して最終的なバランスを取るための意見を述べると。

しかし、できたからすぐやるというのでは、やはり我々も泥縄になるわけで、これも、先ほど白石委員初め御意見がありましたように、やはり節々の秋までとか、12月までとか、今、御議論が具体的にありましたけれども、そういうデッドラインまでの過程でやはり情報を、当審議会にもコンパクトにまとめた情報を提供していただいて、プロセスでも意見を述べる機会をつくっていただくような形でやらないと、安易に今日説明あったからイエスだノーだと言ってしまうことは、我々がやはり誤った意思決定をする確率が高くなりますので、そういう意味では同時進行型で案件を立案してもらいたいと。何か説明するときはやはりもっとまとまった形で論点がある程度整理された資料を、図解が必要なら図解含めて提示していただきませんか、一気に一遍に言われてもいろいろな問題を含んでいますから、どこから議論を始めていいのかということもありますので、一つそ

の他の案件ではなくて、本件として我々も関与できるものであれば、意見を提言してまいりたいと思いますが、御意見はありますか。

【総務課長】

今回、その他に載せていただいたのは、担当の福祉保健部長とも相談しまして、成案としてなった結果を、もうこれで認めるのか認めないかという形で審議会にお諮りするというのは、私どもとしてもこの件は重過ぎるということで、今回このような概略でお示しして、予告編みたいなものをお出しするのがいいのか悪いのかというのはありましたが、とにかく、こういうことが課題になっていることを含めて、出し方についてはちょっといろいろと不十分な点あったかと思うのですが、今後やはり検討していただくための、私どもとしてはいつも宿題いただいているのですが、今回はちょっと宿題を出してしまおうということで出させていただきました。

そういう意味では、今後、私どもの方でもやはり具体的にどういうふうを考えていくのかとかいうこと含めて、案を出したいと思いますが、ただ、今回この資料を御覧になった上で他市のもの等、他の例を御存じの方や委員さんの御意見があれば、例えば次回の審議会の中でも、具体的にまだ次の審議会で諮問できるかどうか分かりませんが、私どもとしては、これについてこういう形があるのではないかという御意見があれば、率直な御意見をお伺いした上で、それを盛り込んで、やはり今後の方針というか、どうしていくかについて、非常に重要な問題を含んでいますのでかなりきめ細かく丁寧にやっていきたいと、そういう意味で、今回少し唐突ではありましたがお出ししたわけですので、その辺の趣旨については御理解いただきたいと思います。

【会 長】

会長といたしましては、これは先ほどの健康情報が連合会なのか広域連合なのかという御議論がありましたけれども、この災害というものは小金井市の市境だけで、情報の判断基準が有効、1メートル先の隣の市へ行ったら違うというわけにいかないのです、火が燃えてきたら市境なんていうのは関係なく火が移ってくるわけでありますので、これはもう我々の常識でございますが、そういう意味で、やはり広域行政としての対応ということもぜひ視点を明確に、そこも失わないようにしていただけたらと思うのですね。そうでないと、小金井市だけが個人情報保護、それから、当審議会がしっかり頑張ってきているとしても、隣の市、関連の市がやはり広域的に歩調を合わせて連携していく、コラボレーションしてい

くということは、小金井市民の安全と安心を確保する重要な担保となり得ると私は思っておりますので、担当課もそこをぜひ御認識いただいて、今後我々も知恵を出し合っていきたいと思っております。

【仮野委員】

この前のNHKの「クローズアップ現代」ビデオ撮りましたか。

【福祉保健部長】

いや、撮ってありません。

【仮野委員】

手に入れて見てない人に見てもらったらどうかね。あれは非常に入口部分として分かりやすくまとまっている。余り大した意見はなかったけど。

【平沼委員】

一言ですが、いつ起こるか分からない大災害に備えてというのは、すごく大切なことですが、毎日日本中のどこかで火事が起きていて、その後に死者が出ていますよね。それが大体高齢者御夫妻かひとり暮らしの方が多いので、殺人絡みの放火の焼失というのはともかく、そうではなくて失火や何らかの原因で火事が起きて、高齢者が亡くなったりすることが毎日のように起こっていますので、それに対しても何とか防げるような手だてをやらなければいけないと思っています。これは感想です。

【会 長】

はい、では、貴重な御意見として伺って記録にとどめたいと思っております。

それでは、最後に次回の審議会の開催日程でございますが、事務局案では5月29日（木）が提案されておりますが、いかがでしょうか。

もしも御承認いただければ、次回5月29日（木）午後6時から当801会議室において、開催を予定したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、今日は春が来つつあるというのに特別寒く、またこの時間この室内の暖房が大分切れて、私もかなり寒さで震えておるわけでございますが、大変その中を熱心に市民にとって最も大事な案件を、最後まで慎重に審議していただきまして、会長といたしましても大変ありがたく感謝申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開会といたします。どうも遅くまでありがとうございました。